

9月6日(日)  
予備日 13日(日)



## 町内一斉クリーン運動を実施します

雑草を町内から  
一掃しましょう

雑草が生えていると

◆害虫の発生源になる

◆見通しが悪くなり、交通事故の原因となる

◆火災や犯罪を誘発する

など、私たちの生活環境に様々な悪影響を与えます。

道路・公園・排水溝のゴミ拾いなど  
清掃活動にご協力ください

道路や公園に落ちていたゴミ、排水溝にたまった泥などを取り除いてきれいにしましょう。

なお、雨天の場合は、区の指示に従ってください。

私有地の草刈りも

9月6日(日)までに

毎年夏になると私有地の雑草の刈り取り依頼が役場環境課に数多く寄せられます。せっかく道路脇や公園がきれいになっても、周りの私有地の雑草が伸び放題では、クリーン運動の効果も半減です。土地所有者のみなさんは、9月6日(日)までに草刈りを実施していただくよう、お願いいたします。また、事情により、自分で刈り取りができない人は、草刈り業者をご利用ください。

草の出し方に  
ついでをお願い

町では、町内一斉クリーン運動で刈り取られた草を堆肥化することにより、資源としてリサイクルしています。次の点に注意し、地区で決められた収集場所に出してください。

●土がついているときは、よく払い落としてください

●草は堆肥化してリサイクルします。一般のゴミおよび木の枝や根、竹や笹など草以外のものを混ぜないように、別々に置いてください  
●袋へ入れたり、しばったりせずに出してください

収集場所や開始時間等は各区で決められていますので、詳しい内容については、各区の役員等におたずねください。



▶問合せ 役場環境課